

## 令和3年度 全国労働衛生週間平塚地区促進大会（代替配布用）

令和3年9月3日  
平塚労働基準監督署  
安全衛生課

## 1 全国労働衛生週間実施要綱について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎えます。

実施期間は、10月1日から10月7日までを本週間とし、9月1日から9月30日までを準備期間と定められております。

この期間中に、事業者および各事業場の安全衛生担当者の皆様には、

## 「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」

を全体スローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして、

## 「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとされています。

具体的な実施事項は、実施要綱内に本週間及び準備期間中に実施する事項として記載されていますが、特に準備期間中に日常の労働衛生活動の総点検を行うこととされている重点事項は下記のとおりです。

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- (エ) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (キ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (ク) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (ケ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- (コ) 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- (サ) 「テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

(ア)～(サ)の重点事項については、事業場内に該当するものがないかどうか、ある場合は適切な労働衛生管理（いわゆる「労働衛生の3管理」）が行われているか確認をお願いいたします。

2 労働災害発生状況（休業4日以上<sup>の</sup>死傷災害）と新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数  
令和2年、全国では全産業で13万1,156人、うち神奈川県管内では7,617人、平塚労働基準監督署管内では456人の労働災害（休業4日以上<sup>の</sup>死傷者数）が発生しています。  
全国全産業の被災者数を1日当たりでみると約360人、1時間当たり約15人の方たちが、仕事中に何かしらの負傷や疾病にあっている状況にあります。

現在、新型コロナウイルス感染症の1日当たりの新規陽性者数は1万6千人（8月23日現在）と、単純に労働災害と比較してみても、新規陽性者の多さは顕著であり、異常事態であると思われます。引き続き、まん延を抑えるための感染対策の徹底、特に職場における感染症対策への取り組みについてご理解とご協力をお願いいたします。

### 🏠職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

#### ▼実施できていれば☑

- テレワーク・時差出勤を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスクの徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

🏠厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

チェックリスト  
QRコード



### 3 平塚署管内における労働災害発生状況（休業4日以上<sup>の</sup>死傷者数）

#### ▼令和2年 労働災害発生状況（確定値）

全産業 456人（うち死亡2人）（前年同期466人（うち死亡1人））前年比-2.1%

#### ▼令和3年 労働災害発生状況（令和3年7月末現在）

全産業 276人（うち死亡0人）（前年同期 208人（うち死亡0人））前年比+32.7%

製造業	46人（前年比 2人増、+4.5%）
建設業	31人（前年比20人増、+55.0%）
道路貨物運送業	31人（前年比 4人増、+14.8%）
商業	48人（前年比15人増、+45.5%）
保健衛生業	54人（前年比25人増、+86.2%）
接客娯楽業	19人（前年比 4人減、-17.4%）

令和2年については、前年比で減少した結果となりましたが、本年（令和3年）に入ってから前年比で増加の状況が続いています。特に、7月末現在において前年比で増加が著しい業種は「保健衛生業」、「建設業」、「商業」の3業種です。

#### 4 業務上疾病発生状況（平塚署管内、休業4日以上）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
うち腰痛	23	35	37	30	34
負傷に起因する疾病	27	35	39	30	39
物理的因子による疾病	2	2	3	0	7
作業様態に起因する疾病	0	6	6	3	2
酸素欠乏症	0	0	0	0	0
化学物質による疾病（がんを除く）	1	0	0	0	2
じん肺及びじん肺合併症	0	0	0	0	0
病原体による疾病	1	2	1	0	2
がん原生物質等による疾病	0	0	0	0	0
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	1	0	0	0	0
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	0	0	0	0	0
その他の業務に起因することが明らかな疾病	0	2	0	0	0
合計	32	47	49	33	51

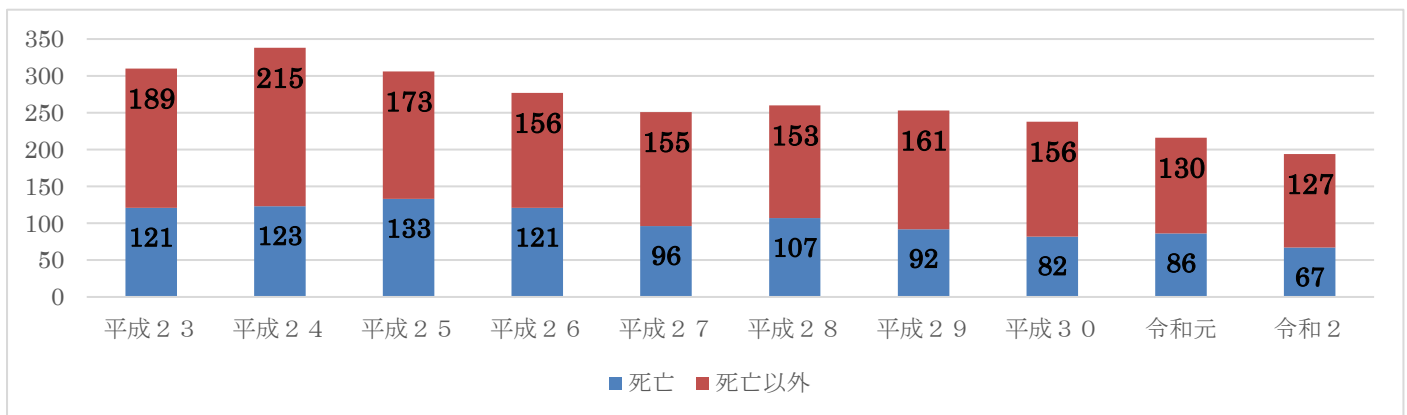
※平塚署管内では平成29年以降、腰痛による死傷者数が年間30人以上発生しています。

業務上疾病のうち腰痛が占める割合も平均で7割を超えています。

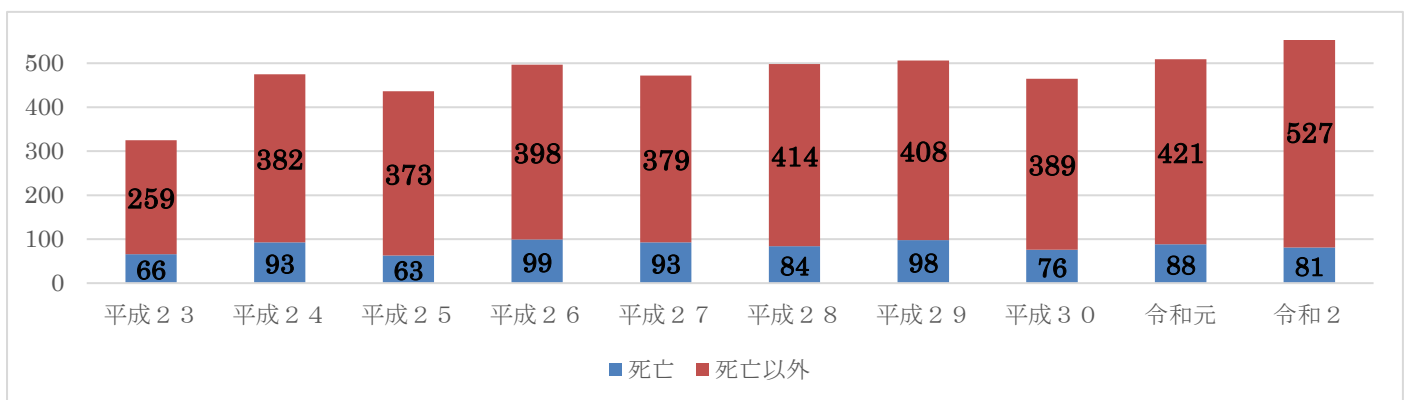
※腰痛以外の疾病として令和2年中に熱中症が7人発生しています。

※平成28年には「脳・心臓疾患等」による死亡が1人発生しています。

#### 5 過重な労働による脳・心臓疾患に係る労災補償の支給決定件数（全国：厚生労働省職業病認定対策室調べ）



#### 強い心理的負荷による精神障害等に係る労災補償の支給決定件数（全国：厚生労働省職業病認定対策室調べ）



全国における労災補償の支給決定件数をみると、「過重な労働による脳・心臓疾患」による件数は減少傾向にあります。一方、「強い心理的負荷による精神障害等」に関しては年々増加の傾向にあり、職場や職業生活に関する強いストレスを感じている労働者が多いことがうかがえます。

## 6 第13次労働災害防止計画（平塚署）

平成30年から令和4年までの間に平成29年比で死亡15%減少死傷者数5%減少を目標

### ▼健康確保・職業性疾病対策の目標

**労働衛生に関する重点対策としては、下記事項が課題とされています。**

#### （1）メンタルヘルス対策

- ① 心の健康づくり計画策定事業場数を増加させる。
- ② ストレスチェックの結果に基づき集団分析を実施する事業場の割合を高める。

#### （2）腰痛予防対策の促進

平成29年と比較して令和4年までに腰痛による死傷者数を5%減少させる。

#### （3）熱中症災害防止対策の促進

令和4年までに各年における熱中症による死傷者数を0人とする。

## 7 労働衛生3管理の推進について

職場における安全衛生は、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的としています。（労働安全衛生法第1条）

特に労働衛生管理の観点では、

**「働く人たちが心身とも健康で、気持ちよく働けるようにすること」**

が労働衛生の大きな目的であるといえます。この目的を達成するため、事業者および事業場の安全衛生担当者の皆様には、今一度、労働衛生管理の基本である「労働衛生の3管理」を意識した3つの視点から管理の徹底をおこなっていただくとともに、各事業場における労働衛生の技術的・実務的事項について、熱意をもって実行していくことができるキーマンを育て、ノウハウを継承することができるよう努めていただきたいと思います。

☆全国労働衛生週間の期間中に「労働衛生の3管理」を確認しましょう☆

#### （1）作業環境管理

特に事業場内における労働衛生上有害な業務や健康障害を生じるような作業環境について、正確に把握する必要があります。

**皆さんの職場にもそのような作業環境がないか今一度確認しましょう！**

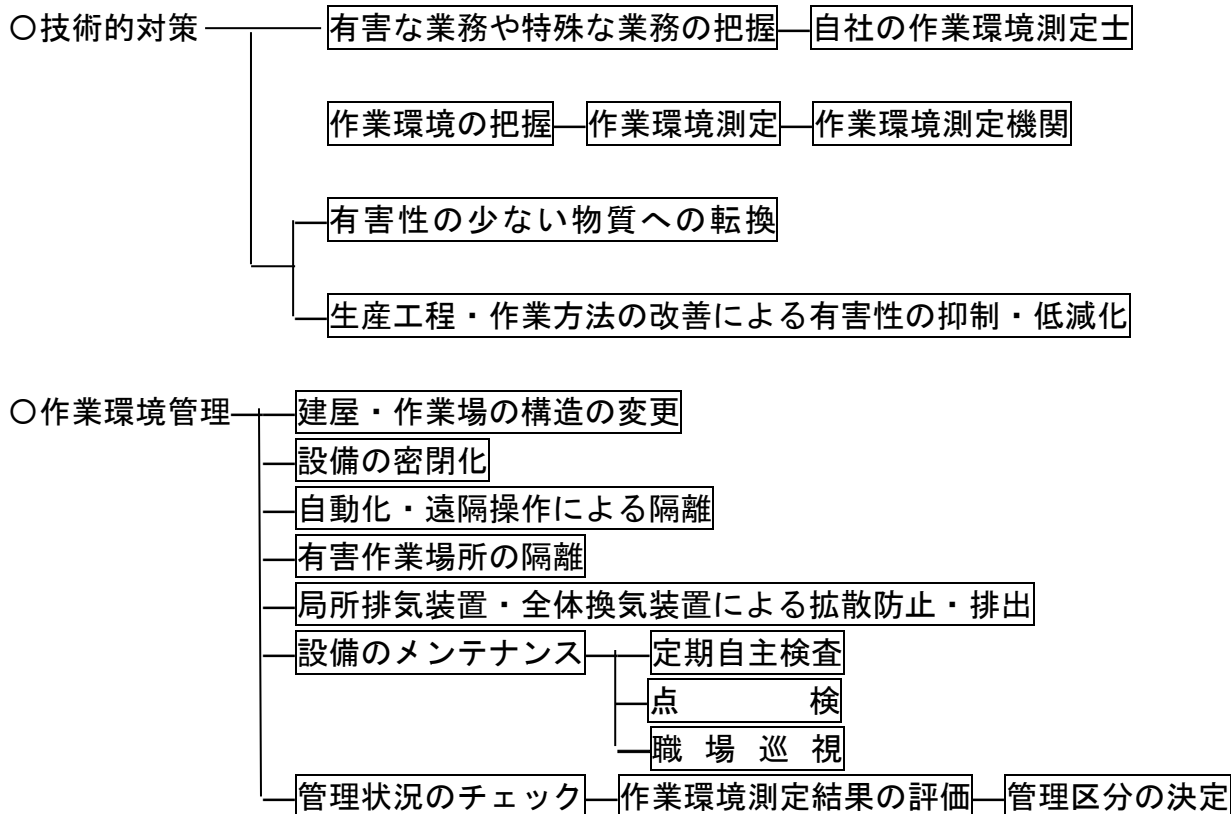
例 健康に影響のある作業をあげると、次のようなものがあります。

- イ 有害な化学物質を取り扱う作業
- ロ 有害なガス、蒸気、粉じん等を発散する作業
- ハ 暑熱、寒冷、多湿な場所における作業
- ニ 有害な光線（紫外線、赤外線、レーザー光など）や有害な放射線にさらされる作業
- ホ 著しい騒音を発し、また振動を受ける作業
- ヘ 酸欠のおそれのある場所における作業
- ト 異常気圧化における作業
- チ 重量物の取扱い等の作業
- リ 病原体によって汚染のおそれがある作業
- ヌ 深夜業を含む作業

前記イ～ヌの作業以外にも、事務所内の一般作業環境や情報機器作業（VDT作業）等の作業方法についても、問題がないかどうか調べてみましょう！

ほか、過重労働による心身への負担、職場におけるストレス（業務による心理的負荷等）による心の健康づくり、高年齢労働者の安全と健康確保（エイジフレンドリー）などにも配慮し対応する必要がありますので的確に把握しましょう！

例 作業環境管理の基本的な流れは以下のとおりです。



## （２）作業管理

有害な物質やエネルギーが労働者に及ぼす影響は、作業内容や方法によって異なります。それらの要因を適切に管理することにより、環境の悪化と労働者の健康への影響を可能な限り少なくするのが作業管理です。

**化学物質のリスクアセスメント（危険評価）～リスク低減措置の検討まで正しく行い、リスク低減措置の実施を目指しましょう！**

## （３）健康管理

まずは健康診断を適切に実施しよう！健康診断を実施し、異常を認めた場合には、医学的な治療を行うとともに異常の原因となる作業環境要因や作業方法について、適切な改善措置を講じる必要があります。

**健康管理は、作業環境管理と作業管理を連携させて推進しましょう！**

※また、健康診断で明らかな健康障害が発見されていない場合であっても、作業環境と作業方法が労働者の健康へ影響を及ぼすような潜在的な変化が起きていることもあり、有害な化学物質への被ばく量の低減化、作業方法の改善等により健康障害を未然に防止できるようにしましょう！

## 8 法令改正等

### ▼塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュームに係る規制の追加

特化則・作業環境測定基準等の改正（公布：令和2年4月22日、施行・適用：令和3年4月1日）

下記リーフレットおよびQ & Aは厚生労働省のホームページで閲覧できます。

（厚生労働省HP内「職場における化学物質対策について」）

- ・「塩基性酸化マンガン」について健康障害防止措置が義務付けられます  
（金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆様へ）
- ・金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます  
（金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆様へ）  
（屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆様へ）
- ・改正特定化学物質障害予防規則に関するQ & A

左記(特化則)関連  
情報ページ  
QRコード



### ▼改正電離放射線障害防止規則及び関連事業について

電離則等の改正（公布：令和2年4月22日、施行・適用：令和3年4月1日）

下記リーフレットおよび条文、通達等は厚生労働省のホームページで閲覧できます。

（厚生労働省HP内「改正電離放射線障害予防規則及び関連事業について」）

- ・令和3年4月1日から「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます  
（放射線業務を行う事業主の皆さまへ）
- ・条文 改正電離則（令和2年厚生労働省令第82号）  
改正告示（令和2年厚生労働省告示第169号）
- ・施行通達（解釈等を示したもの）  
令和2年10月27日付け基発1027第4号

左記(電離則)関連  
情報ページ  
QRコード



### ▼石綿障害予防規則など関係法令について

石綿則等の改正

（公布、告示：令和2年7月1日、27日、施行・適用：令和2年10月1日から順次）

下記リーフレットおよび条文、通達等は厚生労働省のホームページで閲覧できます。

（厚生労働省HP内「石綿障害予防規則など関連法令について」）

- ・条文 石綿障害予防規則及び関連法令、通知等
- ・施行通達（解釈等を示したもの）  
令和2年8月4日付け基発0804第2号
- ・建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの  
改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます  
（解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ）

左記(石綿則)関連  
情報ページ  
QRコード



## 9 最後に

🏠働く人の命を大事にする活動は、必ず会社を良くします！

労働災害を防止するために「安全衛生活動はおもしろい」と感じてください！

自分が安全衛生のスタッフでよかったと思えるよう、社内であなたが安全衛生スタッフで良かったと思われるよう、今後とも安全活動の推進にご協力をお願いいたします。

**ご安全に！**